

就学援助認定基準・援助内容（令和8年度）

◆令和8年度の認定基準（援助対象となる世帯の所得額のめやす）

（単位：円）

世帯人員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得額合計	2,095,000	2,638,000	2,968,000	3,334,000	3,881,000	4,223,000

※同居されている方全員（住民票上は別世帯でも同一世帯とみなします。）の所得額の合計で判断します。また、配偶者については、単身赴任者等、住所が別の方も含まれます。

◆援助内容

就学援助対象児童生徒として認定されると下記の援助が受けられます（学年や区域外就学、佐賀市立以外の学校への就学等、状況により該当しない費目もあります）。

援助費目	支給時期	令和8年度支給額	
		小学校	中学校
①学用品費等	年2回 (10月と3月に半額ずつ)	15,500円（年額） (1年生は13,230円)	27,310円（年額） (1年生は25,040円)
②新入学用品費（4月認定の1年生のみ）	3月末又は5月末	64,300円	81,000円
③給食費	毎月 (ミルク給食は毎学期)	/	実費を学校の給食会計または給食センター口座に振り込みます。
④医療費（※1）	治療後	保険診療による一部負担額を医療機関に振り込みます。（※2）	
⑤修学旅行費 (小・中学校を通じてそれぞれ1回限り)	実施後	実費 (限度額あり)	実費 (限度額あり)
⑥旅行費 (修学旅行実施学年を除く)	実施後	実費 (限度額あり)	実費 (限度額あり)
⑦宿泊を伴う校外活動費	実施後	交通費見学料の実費 (限度額あり)	交通費見学料の実費 (限度額あり)
⑧通学費（富士町の一部地域のみ）	毎学期	実費の2割以内	実費の2割以内

（※1）トラコーマ（伝染性結膜炎）及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿かしん（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病が対象です。

（※2）治療の前に学校を通じて医療券を発行しますので、事前に学校の養護教諭（保健室の先生）にお知らせください。治療の際は医療券を医療機関へ提出してください。治療にかかる費用は、教育委員会から直接医療機関に支払われます。

お子さんが、学校生活を円滑に送ることを目的にした制度です。虚偽の申請や目的外の使用が発覚した場合は認定を取り消します。
学校納入金が免除になる制度ではありませんので、月々の学校納入金の納付についてご理解ください。